

次期国保総合システムに係る外付けシステム（保険者サー  
ビス系）プログラム開発および改修委託業務仕様書

---

福井県国民健康保険団体連合会

令和5年9月

## 目次

1	概要	1
1.1	委託業務名	1
1.2	調達目的	1
1.3	履行期間	1
1.4	用語の定義	1
2	業務委託内容	1
2.1	調達範囲	1
2.2	基本スケジュール	2
2.3	調達業務	2
2.4	納入成果物	3
2.5	調達範囲外	4
3	作業要件	4
3.1	基本要件	4
3.2	共通業務関連	4
3.3	作業計画策定関連	4
3.4	設計・開発関連	5
3.5	構築関連	5
3.6	運用テスト関連	5
4	プロジェクト管理、セキュリティ要件	5
4.1	プロジェクト管理	5
4.2	セキュリティ対策	6
5	プロジェクト保証要件	7
5.1	経営状況	7
6	連合会が要望する契約条件	7
6.1	再委託	7
6.2	リソース等の提供	7

6.3	技術情報開示.....	7
6.4	組織体制.....	8

# 1 概要

## 1.1 委託業務名

国保総合システムに係る外付けシステム（保険者サービス系）プログラム開発および改修委託業務

## 1.2 調達目的

本調達は、国民健康保険中央会（以下「中央会」と記載）が開発した国保総合システム（以下「次期システム」と記載）では対応していない保険者サービス系の業務を補完するために福井県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」と記載）が独自に構築した外付けシステム（以下「本システム」と記載）に対し、保険者ニーズへの対応、保険者サービスの更なる向上および連合会業務の効率化を図るため、プログラムの開発および改修を行うことを目的とする。

## 1.3 履行期間

契約締結日から、令和6年3月31日までとする。

## 1.4 用語の定義

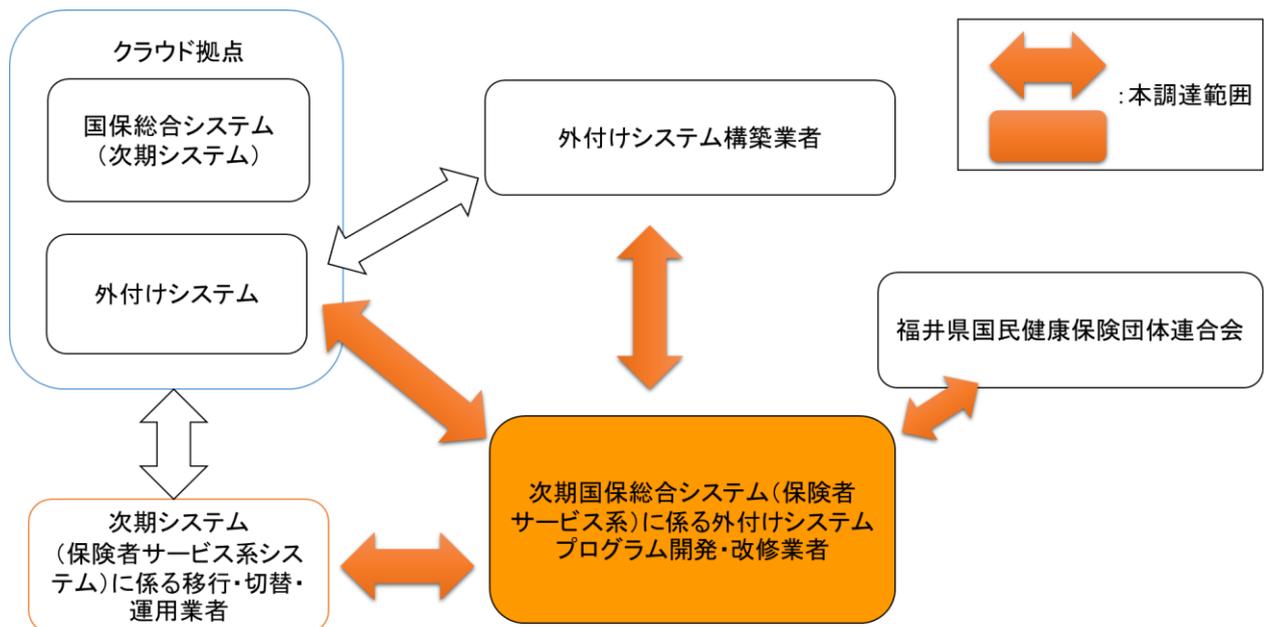
本仕様書の用語の定義は「表1 用語の定義」のとおりとする。

項番	用語	定義
1	次期システム	令和6年2月に本稼働を予定している中央会がクラウド環境で構築する次期国保総合システムの略称。共通基盤、審査支払系、保険者サービス系から構成される。
2	外付けシステム	令和6年2月に本稼働を予定している次期システムと同じクラウド環境で独自に開発（カスタマイズ）および運用しているシステムの略称。

# 2 業務委託内容

## 2.1 調達範囲

本調達業務の受注者は、連合会、次期システム（保険者サービス系システム）に係る移行・切替・運用業者（以下「保険者サービス系委託業者」と記載）をはじめとする本システムに関連する業者と連携すること。



## 2.2 基本スケジュール

保険者サービス系委託業者が令和6年4月から円滑に移働・業務運用できるように連合会と協議の上、スケジュールを決定すること。なお、「表1 基本スケジュール」は連合会の想定である。

表1 基本スケジュール

項番	業務名	年月	令和5年			令和6年				
			10	11	12	1	2	3	4	
1	共通業務		■							
2	計画策定		■							
3	設計・開発			■						
4	構築作業				■					
5	運用テスト					■				
6	本運用業務								■	

■ 調達範囲

## 2.3 調達業務

調達業務は、以下のとおり。

なお、本システムのソースコードおよび設計書は、連合会から提示する。また、その他業務に必要な資料があれば、連合会と協議のうえ、別途提示する。

### (1) 共通業務

#### (ア) 管理業務

- 進捗管理、品質管理、仕様管理、課題管理、リスク管理
- 連合会へのプロジェクト状況報告
- 本システムに関連する各業者との連携

(イ) 連合会業務の最適化

- 本システムの内容分析および実現方法の考察

(2) 作業計画

- 委託業務作業計画書の作成（保険者サービス系委託業者、審査支払系委託業者との連携）

(3) 設計・開発作業

- 本システムプログラムの開発および改修（別紙1「追加機能の概要」参照）

(4) 構築作業

- 本システムへの構築

(5) 運用テスト

- 運用テスト計画の策定
- 運用テストの実施（保険者サービス系委託業者と連携）
- 運用業務設計（運用スケジュール、運用手順書等作成）

2.4 納入成果物

- (1) 連合会が成果物として想定しているドキュメントは以下のとおりとする。なお、プロジェクトを円滑に実行するにあたり、その他に必要なドキュメントについては、別途連合会と協議の上決定する。なお、これらは紙面および媒体にて提出すること。

項番	作業タスク	作成ドキュメント等
1	共通業務	・ 体制図 ・ 進捗状況報告書 ・ 仕様変更管理表 ・ 課題管理表、リスク管理表 ・ 会議議事録
2	作業計画	・ 作業計画書
3	設計・開発関連	・ プログラム設計書 ・ プログラムソースコード
4	構築関連	・ 構築一覧 ・ 構築確認書 ・ 設定値一覧
5	運用テスト	・ 運用設計書 ・ 運用テスト計画書 ・ 運用テストシナリオ ・ 運用スケジュール ・ 運用手順書 ・ 運用テスト結果報告書

- (2) マニュアル、手順書、管理表等のドキュメントは常に最新の状態で連合会と共有するとともに、修正または変更時の版管理や変更理由等について整理しておくこと。

## 2.5 調達範囲外

以下については、連合会にて別途調達するため調達範囲外とする。

- (1) 本システムに係る運用業務

## 3 作業要件

### 3.1 基本要件

- ①本調達業務にあたってはスケジュールおよび作業内容手順書等を作成し、連合会の承認を受けた上で作業を進めることを基本とする。
- ②受注者は、連合会の本調達主務職員と十分な打ち合わせ等を行った上で作業等を行うこと。また、結果的に仕様上の要件あるいは留意事項等を満たさなかった場合は、すべて受注者負担で、速やかにその対処にあたり、仕様を満たすこと。

### 3.2 共通業務関連

#### (1) 体制

本調達業務を進めていく上で受注者の体制および責任者、各担当者を明確にすること。各作業がどのような管理下において実施されるのかを連合会に明示すること。

#### (2) 会議体

コミュニケーションの円滑化を図り、共通の問題意識を持って対応していくことを目的に、以下の会議体を設ける。

##### ① 進捗会議

進捗、品質、納期、変更（要件、方式）、問題点の共有化および解決策の検討を目的とする。また、想定されるリスクについても検討すること。なお、進捗会議は、隔週で開催することを想定している。参加メンバーは本調達業務関係者とし、本仕様書 3.2(1) にて提出する体制図に明記すること。また、受注者が議事録を作成し連合会に提出すること。

##### ② 各作業終了時点での報告会議およびリリース判定会議

原則隔週で報告会議を行うこと。参加メンバーは本調達業務関係者とする。また、受注者が議事録を作成し提出すること。

##### ③ その他、本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、双方の十分な協議の上で実施すること。

#### (3) 外的要因による遅延について

受注者の責に因らない外的要因により、納期の遅延が見込まれる場合、別途協議により対応方針を決定する。

### 3.3 作業計画策定関連

作業にあたってはスケジュール等の事前計画を作成し、連合会の承認を受けた上で作業を進めること。

### 3.4 設計・開発関連

#### (1) 設計

- ① 2.3(3)の条件を満たすプログラムの設計を行う。効率的なプログラム設計とすること。
- ② プログラム設計書を作成し連合会に納品すること。

#### (2) 開発

- ① 開発作業は運用環境とは物理的・論理的に分離され、セキュリティの保たれた環境で開発・テストを実施すること。

### 3.5 構築関連

#### (1) 構築環境

保険者サービス系委託業者が構築した環境で、作業を行うこと。

### 3.6 運用テスト関連

#### (1) 運用設計

本システムの環境で動作することを確認するとともに、運用フローを検討し、効率的な運用となるように設計を行うこと。処理漏れや運用ミス無くするための確認方法やルールを定めること。障害発生時の手順についても取りまとめること。

#### (2) 運用テスト計画

運用テストは月次スケジュールを1サイクル以上実施し、年単位の処理、イレギュラーな状況、想定外状況などを仮想した場合のテスト範囲、内容、方法等を明記した計画書を作成すること。連合会各担当者（保険者サービス系主管課担当）が運用テストに参加する計画とすること。また確認作業については効率的な方法を検討、計画すること。

#### (3) 運用テスト実施

計画に沿って運用テストを実施すること。

#### (4) 運用テスト確認方法

計画に沿って運用テストをした結果、想定した動作をしていることを確認する。運用スケジュールや運用手順が問題ないかを確認すること。

本システム環境で年間帳票を確認すること。

#### (5) 運用テスト結果報告

運用テストを実施した結果を連合会に報告すること。

運用テストを実施した結果、問題等発生した場合、連合会に改善案を早急に報告すること。

## 4 プロジェクト管理、セキュリティ要件

### 4.1 プロジェクト管理

#### (1) プロジェクト進捗会議

コミュニケーションの円滑化を図り、共通の問題意識を持って対応していくことを目的に、以下の会議体を設ける。

- ① 隔週での定例会議およびその他連合会が必要と認める会議や打合せ

#### (2) 業務実施条件

- ① 受注者は、本業務の遂行にあたり、事前に連合会に十分な資料の提示と協議を実施し、連合会の承認または依頼に基づいて作業を実施すること。
- ② 本業務を遂行する上で新たに発生した事項については、双方の十分な協議の上で実施する。
- (3) 外的要因による遅延について
  - ① ハードウェア障害やアプリケーションバグ等、受注者の責に因らない外的要因により、納期の遅延が見込まれる場合や、成果物の修正が見込まれる場合には、別途協議により対応方針を決定する。

## 4.2 セキュリティ対策

本調達業務においては個人情報、データ保護の観点等から、以下のセキュリティ要件を定める。

### (1) セキュリティシステム公表の禁止

本システムについて外部および内部に公表してはならない。これらは、定められた要員のみ参照可能とする。

### (2) 第三者の所有物、著作物の利用禁止

本調達業務外の第三者の所有物、著作物を本調達業務で不当に所有または、利用することを禁止する。

### (3) データの管理

連合会が提供したデータの委託範囲以外での利用は禁止する。また、漏洩、盗用が無いよう、十分な管理をしなければならない。

個人情報を含む本番データを利用してテスト等を行う場合には、氏名、住所などの情報は個人を特定できないような形式で利用する。

### (4) 機器の管理

開発用機器（端末等）に格納するプログラム、テストデータ、仕様書等のファイルは、事前に認められた機器のみ格納を許可し、作業終了時点で復元不可能な方法で消去すること。このため、作業業務で使用する機器の管理を行うこと。

### (5) 電子媒体の使用

受注者持参の電子媒体（特に USB メモリスティック）について連合会設置の端末および機器等への接続は認めない。電子媒体を使用しなければならない場合は、連合会で貸与するため申し出ること。

### (6) システムファイル、DB のセキュリティ

システム管理者及び DBMS の管理者 ID、パスワードは、開発用と本番用を分けて使用し、許可された要員のみ利用可能とする。

### (7) 機器のセキュリティ

プログラム、テストデータ、文書が格納されたクライアントは、本調達業務外の第三者が不当にアクセスすることを防止しなければならない。また、受注者の私物機器等を持ち込んだ上での連合会の情報資産へのアクセスは禁止する。

### (8) ウィルス対策

電子媒体で納品するプログラム、データ及び文書は、最新のパターンでウィルスチェックを双方で行うものとする。

(9) 災害対策

本調達業務の成果物は、災害等による消滅を防止するための対策を処すること。

(10) セキュリティ監査

本調達業務を遂行するプロジェクトとは独立した情報セキュリティ監査専門チームによるセキュリティ監査を実施し、高いセキュリティレベルを維持すること。また、情報セキュリティ監査の結果については、連合会へ報告を行うこと。

(11) 事件・事故発生時の対応

万が一、漏洩、盗用などセキュリティに関する事件・事故が発生した場合は、速やかに報告し、双方で対応策を協議しなければならない。なお、その際に生じた損害補償については別途協議するものとする。

(12) ISMS またはプライバシーマークに則ったセキュリティ対策の実施

受注者組織内の ISMS またはプライバシーマークに則ったセキュリティ対策を実施することでセキュリティ事故の発生を防止する。

(13) セキュリティ教育

セキュリティ事故を撲滅させるために、本調達業務に係る全作業者にセキュリティ教育を実施すること。実施するセキュリティ教育の内容については特に指定しない。

## 5 プロジェクト保証要件

### 5.1 経営状況

経営状況を把握できる資料（損益計算書や貸借対照表など）を提出すること。

## 6 連合会が要望する契約条件

### 6.1 再委託

- (1) 原則禁止とする。ただし、連合会の書面による事前承諾を得た場合のみ、第三者への再委託を可能とする。

### 6.2 リソース等の提供

- (1) 連合会に提供された資料、ソースプログラム等、受注者が作成し連合会へ提出した資料等は連合会に帰属するものとし、受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。なお、著作権者人格権を行使しようとする場合は、連合会の承諾を得るものとする。
- (2) 連合会は、納入物件に含まれている受注者の著作権、納入物件を自己で利用するため必要かつ合理的な範囲で利用することができる。
- (3) 連合会に対して、ソースプログラムを提示すること。

### 6.3 技術情報開示

業務の遂行にあたって、連合会が委託する第三者と協業する可能性がある。その場合にも必要な技術情報は無償で開示すること。

#### 6.4 組織体制

本調達業務の主要要員は連合会の了解を得ずに異動させてはならない。連合会は必要に応じて、要員の変更を要求できるものとする。

以上